

所有者不明土地問題に関する 民法改正

第4回 相続制度の見直し

(令和5年4月1日施行)

1. 相続制度の民法改正

近年、相続しても不動産の遺産分割協議や土地の名義変更をせずに放置される事例が増加し、所有者不明土地が数多く発生して社会問題化していました。

そこで、なるべく早く遺産分割協議が行われて土地の名義変更などが行われるように、今回は以下の5つの内容について法改正が行われました。

- ① 長期間経過後の遺産分割の見直し
- ② 遺産共有持分が含まれる共有物の分割手続の見直し
- ③ 相続財産の管理に関する規律の見直し
- ④ 相続放棄と相続財産管理制度の見直し
- ⑤ 相続財産の精算に関する規律の見直し

2. 長期間経過後の遺産分割の見直し

所有者不明土地の中には、遺産分割がなされないまま長期間経過し、再度の相続が生じたり、相続に関する証拠等が散逸したりすることで遺産分割がより困難になり、そのまま放置されているものも数多くあります。

そのため、今回の改正では、相続開始から10年を一つの契機として、遺産分割を促進する仕組みを創設しています。

具体的には、原則として、相続開始時から10年経過した後は、法定相続分又は指定相続分を分割の基準とし、具体的相続分を適用しないこととなりました。（民法904条の3）

- * 法定相続分⇒法律が定めた遺産の取得割合（たとえば妻が2分の1、2人の子どもたちがそれぞれ4分の1ずつ取得する場合）
- * 指定相続分⇒遺言によって指定された遺産の取得割合
- * 具体的相続分⇒被相続人が死亡するまで介護したり高額な生前贈与を受けたりして、個別の事情がある場合にそういった事情を考慮した遺産の取得割合

ただし、以下のような場合には具体的相続分による分割が可能です（民法904条の3第1項1、2号）。

- ① 10年が経過する前に、相続人が家庭裁判所に遺産分割請求をしたとき
- ② 10年が経過する前の6か月以内に、遺産分割請求をすることができないやむを得ない事由が相続人にあった場合で、その事由が消滅したときから6か月経過前に、相続人が家庭裁判所に遺産の分割請求をしたとき
- ③ 相続人全員が特別受益や寄与分などを考慮した具体的相続分によって遺産分割することに合意した場合にも、特別受益や寄与分を考慮して遺産分割できます。

【経過措置】

改正法の施行日（令和5年4月1日）前に被相続人が死亡した場合の遺産分割についても、新法のルールが適用されます（附則3条）。

ただし、経過措置により、少なくとも施行時から5年の猶予期間が設けられます。

3. 遺産共有持分が含まれる共有物の分割手続の見直し

改正民法では、相続によって土地や建物が共有となった場合の取扱いにも変更が加えられています。

相続が発生すると、相続開始時から遺産分割が終了するまでの間には、相続された不動産などの遺産は「相続人間での共有状態」になります。これを「遺産共有」といいます。

一方、一般的な不動産の共有状態を「通常共有」といい、遺産共有状態とは異なるものと理解されています。

遺産共有状態と通常共有状態が併存する場合、旧民法では、まずは遺産分割を行って遺産共有状態を解消してから共有物分割請求をしないと、共有物の分割ができませんでした。

(1) 遺産共有状態と通常共有状態が併存する場合とは

たとえば、ある物件を兄弟が持分2分の1ずつで共有していたところ（通常共有）、兄が死亡して兄の3人の子どもが相続した場合を考えてみましょう。

この場合、兄の持分については子どもたち3人に引き継がれて6分の1ずつの遺産共有となり、弟の持分との関係では通常共有となります。これが遺産共有と通常共有の併存する状態です。

(2) 改正法の内容

遺産分割協議を経ないと共有物分割ができないとすると、共有不動産を分割するのに二度手間になってしまい、当事者に負担が及びます。

そこで今回の民法改正により、相続開始から10年が経過すると、相続人から異議等がない限り「共有物分割訴訟」のみによって共有持分の分割請求できるようになりました（民法258条の2第2項）。

なお共有物分割請求をする場合の分割割合については、特別受益や寄与分を考慮した具体的相続分ではなく、法定相続分や指定相続分が基準となります（民法898条2項）。

4. 相続財産の管理に関する規律の見直し

旧民法では、相続人が不明の場合や、相続人が判明している場合でも、相続人が単純承認してから遺産分割できるまでの期間は、相続人に代わって保存行為などを行う財産管理制度を利用できませんでした。

そのため、相続人が適切な保存行為を行わないことで近隣不動産の所有者等が被害を受けることがありました。

そこで、今回の改正では、相続の発生から相続に関する手続が終了するまでのすべての場面で利用できる統一的な保存型相続財産管理制度が創設されました。（民法897条の2）

*単純承認とは、故人の相続財産（プラス財産とマイナス財産）を無条件で全て相続することです。特別な手続きは不要です。

5. 相続放棄と相続財産管理制度の見直し

旧民法では、相続放棄した人は相続財産を他の相続人や相続財産管理人へ引き渡すまで相続財産についての管理義務がある、と規定されていました。

しかし、管理継続義務の発生要件や内容が明らかでないため、相続の放棄をしたのに過剰な負担を強いられるケースもありました。

そこで改正法では、相続人が相続放棄時に「相続財産を現に占有しているとき」に限り、相続財産の管理義務を負うことが明記されました（民法940条1項）。

改正法施行後は、相続財産を現に占有していない相続人の場合、相続放棄しても財産を管理すべき義務を負いません。

6. 相続財産の精算に関する規律の見直し

改正民法では、相続財産管理人が遺産を清算する場合の手続きも見直されます。

旧民法では、相続財産管理人が遺産の清算を行う際に非常に長い時間と手間がかかっていました。

具体的には清算までの間に3回も公告手続（管理人選任の公告、請求申し出の公告、相続人搜索の公告）をしなければならず、権利関係を確定までに最低10か月以上かかっている状況でした。

このような手続きは非効率なので、今回の改正でより効率的な方法へと変更されています。

改正法では公告の手続も合理化され、相続財産管理人が選任されてから最低6か月の期間で権利関係を確定できるように変わります（民法952条2項、957条1項）。

* 「民法の改正（所有者不明土地関係）の主な改正項目について」（法務省）参照

* 「民法等の一部を改正する法律」（法務省）参照